

## 記入例

# ※契約書は同じものを2部作成してください

## 緊急通報システム機器貸借契約書

豊岡市長（以下「甲」という。）と、借受人 **豊岡太郎**

（以下「乙」という。）は、豊岡市緊急通報システム事業実施要綱第7条に規定する緊急通報システム事業の緊急通報機器の貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び身体障害者などで病弱等緊急事態に対応できない者に対し、緊急通報システム機器を貸与することにより、急病や事故等の緊急時にあらかじめ組織された地域協力体制等により速やかな援助を行い、在宅高齢者等の安全を確保し不安を解消することを目的とする。

（貸与する機器）

第2条 甲は乙に対し緊急通報システム家庭内機器一式を貸与する。

（期間）

第3条 貸与期間は、緊急通報システム機器を使用するものが次のいずれかに該当するに至った時までとする。

- 1 死亡したとき
- 2 老人ホーム及び病院等に長期入所（入院）したとき
- 3 市外に転出したとき
- 4 その他貸与対象外となったとき

（管理）

第4条 乙は、緊急通報システム機器を善良な管理者の義務を持って維持管理しなければならない。

（費用負担）

第5条 乙は、機器の取付けに要する経費について、豊岡市緊急通報システム事業実施要綱第13条のとおり負担しなければならない。

- 2 機器の使用にあたって必要な電気料及び電話の通信料は乙の負担とする。
- 3 乙の責により機器を損傷、または亡失した場合の経費は乙の負担とする。

（目的外使用等の禁止）

第6条 乙は、緊急通報システム機器を本事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、また担保に供してはならない。

(報告)

第7条 乙は、緊急通報システム機器の全部または一部を損傷、または亡失した場合には、直ちに甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。また乙は、届出事項に変更があった場合は、速やかに甲に届け出るものとする。

(返還)

第8条 乙（乙が死亡した場合等は、その相続人等）は、第3条に定める貸与期間が終了したときは、速やかに甲に対して緊急通報システム機器を返還しなければならない。

(契約の解消)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める条項に違反したときは、この契約を解除し、乙に対して緊急通報システムの返還を求めることができる。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

**日付は空けてください。**

年 月 日

甲 豊岡市長 関 貫 久 仁 郎 (印)

乙 住所 豊岡市 **立野町12-12**

氏名

**豊岡 太郎**

